

事 務 連 絡
平成23年3月19日

日 本 製 薬 団 体 連 合 会
} 殿
(社) 日 本 医 薬 品 卸 業 連 合 会

厚生労働省医政局経済課

医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について

現在、被災地においては、医療機関等において、医薬品が必須のものとして、緊急に確保することが必要となっている一方、医薬品を配送する車両が、ガソリン・軽油が十分に得られず、医薬品を必要としている医療機関に配送できないと業界からは聞いているところである。

このため、このたび、経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟との協議の結果、

- ① 警察から緊急車両の標章を受けている車両であって、
- ② この事務連絡を給油所で提示し、かつ、社員証や積載荷物などにより、医薬品の運搬を行う車両であることが確認された場合（カラ荷で帰る場合も含む。）には、給油量の制限を受けないこととなりましたので、御了知いただきたい。

なお、この事務連絡は、経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟と協議済みである。

連絡先 厚生労働省医政局経済課 堀金、針谷
TEL 03(5253)1111 内線4111
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041